

「資金決済」ってナニ？

前払式支払手段

商品券やプリカなどは、すっかり私たちの日常生活に溶け込んでいます。



商品券やカタログギフト券



磁気型や IC 型のプリペイドカード



ウェブ上で利用できるプリペイドカード

資金移動サービス(資金移動業)

振込や送金が、銀行以外でも手軽に利用できます。



資金移動業者の窓口で



インターネットで



携帯電話で



旅行代理店の窓口やコンビニで

※ご利用には送金額等についての制限がありますのでご注意ください。

日本資金決済業協会は、前払式支払手段発行業および資金移動業の健全な発展と利用者利益の保護を図ることを目的とした自主規制団体で、資金決済に関する法律により認定された「認定資金決済事業者協会」です。

一覧を見る

トピックス&ニュースリリース

「プリペイドカードを買ってきて」は詐欺!!

協会の活動内容などは
こちら
協会の概要
入会のご案内

資金決済についてのお問い合わせ・相談・苦情はこちら
(お客さま相談室)

Information
協会からのたいせつなご案内
資金決済法について
前払式支払手段の表示事項を詳しく

商品券・プリカ・ネット上で使える プリカをご利用のみなさまへ

どうやって使うの？
どこで使えるの？

有効期限はあるの？

紛失や破損した
場合はどうなるの？



はじめてお使いになる方も、
すでにお使いの方も…
安心してご利用いただくため
に知っておきたい情報をご案内

[メニューはこちら](#) ▶

商品券・プリカ・ネット上で使えるプリカクイズ

資金移動サービスを ご利用のみなさまへ

近くに銀行や
ATMがなくて不便

送金手数料って
もっと安くないかな

夜でも
送金ができると
便利なんだけど…



いつでも、どこでも、手軽に、安く
もっと便利で身近な
資金移動サービスをご案内

[メニューはこちら](#) ▶

資金移動サービスクイズ

商品券・プリカ・ネット上で使える プリカをご利用のみなさまへ

どうやって使うの？
どこで使えるの？



有効期限はあるの？

▶ 「前払式支払手段」ってナニ？

▶ 商品券・カタログギフト券について
知りたい方

▶ プリカについて知りたい方

▶ ネット上で使えるプリカについて
知りたい方

▶ 利用者保護について

▶ 会員の発行する前払式支払手段

▶ Q&Aコーナー

メニューはこちら ▶

資金移動サービスを ご利用のみなさまへ

近くに銀行や
ATMがなくて不便

送金手数料って
もっと安くないかな

夜でも

できると
だけど…



どこでも、手軽に、安く
利用でき、身近な
サービスをご案内



メニューはこちら ▶

商品券・プリカ・ネット上で使えるプリカクイズ

資金移動サービスクイズ

[ホーム](#) > [お客さま相談室](#)

[お客さま相談室](#)

[▶ 金融ADR](#)

お問い合わせ

みなさまからの法令相談など一般のお問い合わせは、下記の電話番号へおかけください。

一般社団法人日本資金決済業協会
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-8 三井住友海上小川町ビル5F
TEL : 03-3219-0601
午前9時30分～午後5時30分（土・日・祝・休日、年末・年始を除きます。）

お客さま相談室

資金決済法に基づく前払式支払手段または資金移動業（資金移動サービス）の利用者のみなさまのさまざまな「？」をお受けしています。

- ・「お客さま相談室」は、利用者のみなさまのお問い合わせ・苦情・ご意見を受ける窓口です。
- ・「お客さま相談室」の所在地、電話番号、取扱時間は次のとおりです。

所在地 東京都千代田区神田小川町2-8 三井住友海上小川町ビル5F
電話番号 03-3219-0628
取扱時間 午前10時～午後5時（土・日・祝・休日、年末・年始を除きます。）


協会の活動内容などは
こちら

[協会の概要 ▶](#)

[資金決済法について ▶](#)


前払式支払手段の
表示事項を詳しく
見たいときはこちら ▶

（周知委託会員の前払式支払手段
表示事項）

 [前払式支払手段
についてのお知らせ](#)

[払戻しのお知らせ ▶](#)

[還付手続のお知らせ ▶](#)

 [資金移動業
についてのお知らせ](#)

[還付手続のお知らせ ▶](#)

- ・「お客さま相談室」は、苦情解決支援規則に基づき、前払式支払手段および資金移動業ご利用のお客さまからのお問い合わせ・苦情・ご意見を受けつけています。
- ・前払式支払手段に関する苦情で、お客さまが希望する場合は、弁護士会の「あっせん・仲裁センター」にお取次ぎします。
- ・資金移動業に関する苦情対応は、協会加盟資金移動業者が実施する金融ADR制度における苦情処理措置（資金移動業に関する内閣府令第32条の2第1項第2号）となっています。

「お客さま相談室」における相談・苦情対応の流れ

(前払式支払手段に関する相談・苦情処理)

(資金移動業金融ADRに係る苦情処理措置)

